

河川保全区域内行為（河川法第 55 条）許可申請について

○ 河川保全区域（河川法第 54 条）

河岸又は河川管理施設（堤防、護岸）を保全するために指定された、河川区域に隣接する一定の区域。
（河川保全区域の幅は、9 m または 18 m で、河川によって異なります）

○ 河川保全区域内行為の申請（河川法第 55 条）

河川保全区域内において、次の行為をしようとするものは、河川管理者の許可を受けなければなりません。

- 1 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 2 工作物の新築又は改築

※河川保全区域内であっても、許可を要しない行為があります。詳細は担当者に確認してください。

○ 必要添付書類

No.	様式等	備考
1	許可申請書（様式第 8）甲	様式あり
2	許可申請書（様式第 8）	
3	理由書及び事業計画書	
4	誓約書	
5	土地の権原に関する図書 （土地の登記事項証明書、公図など）	<u>申請者が土地の所有者と異なる場合、及び複数所有者の場合には同意書が必要。</u> 正本のみ原本添付、副本は写しでも可。
6	明示指令書	明示がない場合は、事前相談が必要。
7	現況写真	河川との状況、関係が確認できるもの
8	位置図	付近見取り図、住宅地図程度（申請箇所を表示）
9	実測平面図及び断面図	河川の両岸もしくは片側の護岸・施設を含めて記入。河川の状況・影響チェックのため <u>距離及び高低を記入</u>
10	計画平面図、断面図、立面図	河川の両岸もしくは片側の護岸・施設を含めて記入。河川の状況・影響チェックのため <u>距離及び高低を記入。</u> <u>工作物の基礎又は掘削などを行う範囲は詳細に記入し、参考に断面図には河床から 30 度の線を記入（安息角）</u>
11	工作物設置別にその範囲の丈量図	<u>平面図と同縮尺で記入。小数点以下第 3 位まで計算。第 3 位を四捨五入し、小数点以下第 2 位まで記入。</u>
12	雨水・汚水排水計画図	<u>河川への直接放流は認められない。</u> 当該市町の下水道へ流すこと。 <u>雨水は水色、汚水は茶色で排水系統図に記入。</u>

○代理人申請の場合は委任状等を添付してください。

○申請書は 2 部（正副）必要です。

○各図面には官民境界線（赤色）、保全区域線（緑色）を記入してください。

○工事着手時には工事等の着手届、完了時には完了届を提出してください。

＜提出先＞

大阪府池田土木事務所 管理課

電話：072-752-4111（内線：323）